



子育て世帯への物価高騰対策 特別給付金を支給します



申 問 子ども育成課医療・手当係(北別館1階) ☎72-2111 〒838-0198 小郡市小郡255-1

物価高騰などで日常生活に影響を受けている、子育て世帯の生活を支援するため、対象児童1人につき1万円の特別給付金を支給します。

対象 次のいずれかに該当する人

- ①令和4年9月分の児童手当の受給者で、令和4年12月1日時点で、小郡市に住民登録がある人(公務員を含む)
- ②令和4年10月1日から令和5年2月28日までの間に、小郡市に住民登録した人の内、市や職場から児童手当を受給した人

※特例給付を受給している人は対象外です

給付額 対象児童1人につき1万円

申請方法

【①に該当する人】申請不要(公務員は申請が必要)

【②に該当する人・公務員】窓口・郵送で申請書を提出(審査後に指定の口座に振込み)

※申請書は窓口・市ホームページで取得できます

申請締切 3月15日(水)



政治倫理審査会が意見書を提出しました

申 問 総務広報課総務広報係(本館2階) ☎72-2111

11月30日、小郡市政治倫理審査会(小原清信会長、ほか委員6人)は、小郡市政治倫理条例に基づく資産等報告書の審査を終え、加地市長に意見書を提出しました。9月から11月にかけて行われた審査会では、市長、副市長、教育長、市議会議員(5月13日に任期満了を迎え、退任した前議員5人を含む)とその配偶者の資産等報告書を審査しました。その結果、資産等報告書の記載内容は、条例の規定に基づき、適正に報告されていることが確認されました。

審査会は、公正で開かれた民主的な市政の発展を目的に設置され、資産等報告書の審査のほか、政治倫理確立のために必要な事項の調査などを行っています。



介護認定審査会委員(保健分野)を募集します

申 問 長寿支援課介護保険係(本館1階) ☎72-2111 〒838-0198 小郡市小郡255-1

募集人数 4人

任用期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日

応募資格 令和5年4月1日時点で保健師、看護師(訪問看護経験者)免許取得者で、介護支援専門員の仕事に従事していない人

職務内容 介護認定審査会における審査判定

勤務条件 月2回程度、19時～21時に開催する審査会・研修会などへの出席

報酬 審査会などへの出席回数に応じて支給

申込方法 市販の履歴書に保健師免許証・看護師免許証の写しを添えて持参または郵送

申込締切 1月17日(火)必着

試験日 1月31日(火)

試験内容 面接

※申込者に対し、後日詳細を通知します



第6次小郡市総合振興計画前期基本計画(案)への意見を募集します

申問 経営戦略課政策推進係(本館2階) ☎72-2111 📠73-4466
 〒838-0198 小郡市小郡255-1 ✉kikaku@city.ogori.lg.jp



市は、令和8年度までのまちづくりの指針となる「第6次小郡市総合振興計画前期基本計画」の策定を進めています。計画(案)は、市民の皆さんの協力のもと、市民アンケートや市民ワークショップを実施し、審議会などでの検討を経て作成しました。

この計画(案)に対する市民の皆さんの意見を募集します。
 ※基本構想と前期基本計画骨子は、令和3年度に策定を行っています

対象 市内在住者、通勤・通学者
 市内に事業所がある法人、その他の団体
閲覧・意見用紙設置場所 経営戦略課窓口、市役所総合案内、各コミュニティセンター、あすてらす、生涯学習センター、市ホームページ

提出方法 窓口・ファクス・郵送・Eメール・専用フォーム
募集締切 1月6日(金)



専用フォーム

※提出された意見に対して個別に回答はしません。意見の概要とそれに対する市の考え方を、個人情報に配慮したうえで、市ホームページなどで一定期間公表します



【固定資産税】償却資産の申告、家屋の新築・増築・解体の連絡をお願いします

申問 税務課資産税係(本館1階) ☎72-2111

償却資産(固定資産税)の申告

令和5年1月1日現在で、市内に償却資産(事業用資産)を所有している法人または個人は、当該資産の申告が必要です。令和4年度の申告をした人に申告書などの書類を送付していますので、期限内に申告してください。新しく事業を始めた人など、書類が届かない場合はお問い合わせください。

償却資産とは 土地・家屋以外の事業のために使用している資産のことで、構築物・機械・装置・工具・器具・備品などが該当します。

申告期限 1月31日(火)

家屋の新築・増築・解体の届出

令和4年1月2日～令和5年1月1日に建物(住宅・倉庫など)を新築・増築・解体した場合、固定資産税に関する調査が必要です。電話・専用フォームで事前申込ください。

※住宅を店舗として利用し始めたなどの用途変更がある場合もご連絡ください

※すでに家屋調査、滅失登記が済んでいる場合は連絡不要です



専用フォーム

住宅用地継続申告

既存の家屋(住宅)の所有者またはその家族が、令和5年1月1日現在で住宅を建て替え中の場合、その土地は1年度のみ継続して住宅用地の特例を受けることができます。申告が必要なので、詳しくはお問い合わせください。